

令和元年度 定期監査報告 (第3号)

1. 監査の対象 総務部〔総務課、東京事務所、情報管理課、税務課〕
2. 監査の期間 自 令和元年 9月 2日
至 令和元年10月11日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明
根室市監査委員 波 多 雄 志
5. 監査の範囲

前記各部課に係る平成30年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

(1) 前回監査の指摘事項の処理状況について

(2) 予算執行の全般的な体制の適否について

(3) 収入事務について

- ① 過誤納金の処理の適否
- ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
- ③ 調定漏れの有無
- ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の当否
- ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
- ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
- ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の適否
- ⑧ 現金引継ぎの適否

(4) 支出事務について

- ① 支出負担行為の適否
- ② 予算目的に反する支出の有無
- ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
- ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
- ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
- ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
- ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否
- ⑧ 支出科目の当否

- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の適否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の当否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものである。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 総務部

● 総務課

○ 総務・防災担当

・特記事項なし

○ 職員担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

(1) インターネットによる情報提供サービスの利用料金を消耗品から支出しているが、当該経費は通信運搬費から支出すべきである。

2. 契約事務について

【指摘事項】

(1) ストレスチェックWEB受検手数料の予算の執行において、注文書のコピーで発注することの決裁を受けているが、決裁前であるのに既に公印が押印されていることをはじめ、予算の支出科目が記載されていないことや、注文書と支出負担行為伺票の金額が相違していること、1社に選定した理由が明示されておらず、金額が30万円以上であるのに請書が徴取されていないので、決裁は必要事項及びその内容を十分確認され、必要書類を整理したうえで行われたい。

○ 秘書担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

(1) 交際費の支出において、資金前渡により年間6回、現金を受領しているが、そのうち5回は精算が行われず、取扱期間を過ぎても現金を保管し、交際費として支出されていること及び、年度末に資金前渡の精算を行っているが、年間を通しての残金を戻入する不適切な現金の取り扱いとなっているので、会計規則第68条第1項の規定に基づき、資金前渡は取扱期間毎に精算されたい。

○ 広報広聴担当

・特記事項なし

○ 歯舞支所

・特記事項なし

● 東京事務所

- ・特記事項なし

● 情報管理課

- 情報管理担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 電柱共架料の支出負担行為伺票において、支出科目を修繕料としているが、使用料及び賃借料から支出すべきである。

2. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) I R U設備修繕の設計図書において、消費税及び地方消費税の合計額の算定で、小数点以下の端数を切り捨てにすべきところを切り上げていることから、設計金額及び予定価格は1円高く設定されているものが2件ある。
- (2) ネットワーク拠点敷設修繕（厚床保育所、落石保育所、花咲港港湾管理事務所）の設計図書において、数量・単位を一式として単価及び設計金額は一括で算定しているが、敷設される機器類等の内訳の詳細がないので、積算根拠を明確にするよう是正されたい。
- (3) メール無害化対応保守（修繕料）の契約書の前文及び第1条において、保守対象の機器や料金、設置場所等について、別表に記載のとおりとしているが、別表は支払明細の記載しかなく、契約書の規定と別表の内容に相違がある。

- 統計担当

- ・特記事項なし

● 税務課

- 課税担当

1. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 関係団体の総会開催に伴う贈呈用酒代を報償費（記念品）から支出しているが、税務行政に必要な外部との交際上要する経費であることから、交際費から支出されるよう改善されたい。

○ 納税担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

(1) 外勤領収書において、首標金額を訂正しているものが2件ある。